

2013年3月26日

東松山教育長 中村幸一様

日本共産党東松山市議団
武藤 晴子
蓮見 節
小野美佐子

「東松山師範塾」の名称の変更と改善を求める要望書

東松山市教育委員会が2011年度から実施している「東松山師範塾」について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地行法」）」を遵守し、「不当な介入」を防ぎ、児童生徒、教職員の立場に立った主体的で民主的な教育行政に取り組むよう求め、以下のとおり要望します。

「東松山師範塾」は、森田市長の選挙公約の一つである『東松山師範塾』開設と市長と教育委員会の連携強化を具体化し、「中堅教員研修会」として市教育委員会が実施に踏み切ったものです。これが「教育基本法」と「地行法」に法り実施されるべきものであることは、市長自身も市議会答弁で言明され、また、教育長自身も認めている通りであり、当然のことと考えます。

「地行法」は、「教育への不当な介入を防ぐ」ために、教育委員会と市長の職務権限を厳格に規定しています。この法律の趣旨は、教育の専門性、自立性、民主主義などの観点から、教育をするものと予算を執行するものは同じではいけないということです。予算執行権を持つ市長が教育内容に直接口を挟めば、地域の教育が政治家である市長の教育観に強く影響されてしまうからです。この法律は行政からの「教育の独立」を基本的に保障する大切な法律です。

かつて「教育委員会法」が改正され、教育長の公選制が廃止されたときでさえ、長と教育委員会の厳格な職務権限の規定は、地方教育行政において「民主的教育を守るために必要なこと」として維持されました。

それにもかかわらず、市長は、平成22年9月議会で、「師範塾」の研修内容について、「子どもたちに模範を示すべき気高い精神、卓越した指導力を持った教師を育成する。ここに大きな主眼を置いている。士気の高い教員、師範力の高い教員、人間力、実践的な指導力を向上させる研修内容を考えている。したがって、東松山師範塾という名称をつけ、研修をしてまいりたい。」と答弁しています。

「地行法」第23条8「校長や教職員の研修に関すること」は教育委員会の職務権限です。したがって、市長が教職員を研修するという「師範塾」は明らかに「地行法」に違反し、不当な介入と言わざるを得ません。まして、市教育委員会は「師範塾」開設以来、市長を講師に選任し、今年の3月議会では、市長は「政治家としての生きざま、経験を、リーダーとしてのモチベーションを上げるため、激励してくれとお願いされた。」と政治的な干渉とも受け取れる答弁をしています。教育長は「教育委員会が主体的にお願いした。」と答弁していますが、どのような意図があるにしろ、これらの行為は明らかに「地行法」の趣旨を踏み越えたものです。

以上のような趣旨を踏まえ、日本共産党市議団は下記の通り要望します。

記

- 1 市教育委員会は「地行法」第23条を遵守し、権力の不当な介入を防ぎ、主体的、民主的に教育行政を行なうこと
- 2 市教育委員会は市長の介入を疑わせる「東松山師範塾」の名称を改めること
- 3 市教育委員会は「地行法」第23条を遵守し、市長を講師に選任しないこと
- 4 講師の選任および参加対象者の選考は民主的に行ない、偏りがないよう努めること

以上